

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 2 月 14 日

金 曜 日

第 3725 号

目 次

告 示

- 土地区画整理事業の換地処分 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 2

告 示

富山県告示第66号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により射水市放生津中町西部土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨届出があったので、同条第 4 項の規定によりその旨を公告する。

平成26年 2 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により公示する。

平成26年 2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ホリ薬局	中新川郡上市町新町13-1	精神通院医療		平成26年1月1日
桜町薬局	富山市桜町1丁目3-4東洋12ビル1階	精神通院医療		平成26年1月1日

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年 2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地 （仮称）福野エレナ 南砺市やかた398番地
- 2 店舗を設置する者 株式会社三喜有
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) コープとなみ野エレナ店
(変更後) (仮称) 福野エレナ
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時45分及び午後10時 ほか
(変更後) 午前9時及び翌午前2時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後10時

(変更後) 午前8時30分～翌午前2時30分

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後5時

(変更後) 午前7時～午後8時 ほか

4 変更の日 平成26年2月1日

5 変更の理由 小売業者の変更に伴い、営業時間及び荷さばき時間帯を変更するため ほか

6 届出の日 平成26年1月31日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成26年2月14日から平成26年6月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

